

令和5年12月12日
事務連絡

各都道府県
私立幼稚園施設整備費担当課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

令和5年度私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）
の事業概要について

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の事業について、令和5年6月16日付事務連絡でお知らせしているところですが、令和5年度補正予算成立以降に交付決定を行う事業については、以下のとおり下線部分を追記して取り扱うこととしますので、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

【9】内部改修工事

(1) 事業内容

【衛生環境改善】

②園舎の衛生環境改善の推進を図るための教室等の空調設備の整備（新設を伴うものに限る）

◇補助対象の例

- ・感染症対策の観点から実施する分散保育のために活用する空き教室等への空調設備の新設
- ・熱中症対策の観点から行う園児が日常的に使用する教室（保育室、遊技室、保健室）等への空調設備の新設

【本件お問合せ先】

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課振興係 上床

電話：03-5253-4111（内2716）

03-6734-2716（直通）

メール：youji-shinkou@mext.go.jp

令和5年6月16日
事務連絡

各都道府県
私立幼稚園施設整備費担当課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

令和5年度私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）
の事業概要について

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の事業について、令和5年度以降に
交付決定を行う事業は、別添のとおり取り扱うこととしますので、事務処理に遺漏のないよ
うお願いいたします。

【本件お問合せ先】

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課振興係 上床

電話：03-5253-4111（内2716）

03-6734-2716（直通）

メール：youji-shinkou@mext.go.jp

令和5年度私立幼稚園施設整備費補助金における補助メニューの概要

[1] 耐震補強工事等

1-1. 耐震補強工事

(1) 事業要件

○対象となるのは、以下に該当する建物であること（耐震改修状況調査で対象外の200㎡以下または平屋の建物も補助対象とする。）。

非木造建物（RC造、S造、SRC造）

- ・構造耐震指標（以下「 I_s 値」という。）が0.7未満または、保有水平体力に係る指数（以下「 q 値」という。）が1.0未満（ $CTU \cdot SD$ 値が0.3未満）の建物。
- ・ I_s 値が概ね1.0以下で、かつ、補強を必要とする特別な理由のある建物。

木造建物（W造）

- ・木造建築の構造耐震指標（以下「 I_w 値」という。）が1.1未満の木造建物。

○非木造建物については補強後の当該建物に係る I_s 値が0.7を超え、かつ q 値が1.0を超えること。木造建物については補強後の当該建物に係る I_w 値が1.1を超えること。又は、当該補強によってこれらと同程度の耐震性能が得られると認められること。

(2) 事業内容

○補強内容

原則として、耐震性能判定表（交付要綱別紙様式4）に明記された、建物の耐震性能向上を趣旨とした工事（構造計算等で耐震性能向上に資することが明確にされているものに限る。）。

○補強の関連工事

耐震補強工事に伴い必要となる内部・外部の改修工事（原則として、補強内容の施工に係る必要最低限の範囲とする。）。補強工事との因果関係を合理的に説明できない工事等については、「補強の関連工事」には該当しない。

(3) 補助率・上下限額

○補助率

- ・ I_s 値0.3未満、 I_w 値0.7未満 … 1/2
 - ・ I_s 値0.3以上0.7未満、 I_w 値0.7以上1.1未満… 1/3
- 但し、耐震診断費のみを補助対象とする場合については、1/3とする。

○上下限額

- ・1園あたり400万円以上の事業を補助対象とする。
- ・地震防災対策特別措置法第4条の規定が効力を有する期間において、上限額はないものとする。（交付要綱附則（平成25年4月8日）第2条2項）

(4) 耐震診断費、実施設計費について

○耐震診断費は、耐震補強工事と一連の対応の場合、当該事業（耐震補強工事）の対象となる建物に係る耐震診断に要する経費は、交付申請年度の前々年度支出分までを対象とする。但し、耐震関係事業の対象となる部分に係る耐震診断に要する経費に限る。また、耐震診断に要する費用のみを補助対象とする場合、耐震診断費の交付後、3年以内に耐震化に着手することを条件とする。ただし、耐震診断の結果が、耐震化が必要でない特別な場合は、文部科学省と協議する。

○実施設計費は、交付申請年度の前年度支出分まで対象とする。但し、耐震関係事業の対象となる部分に係る実施設計に要する経費に限る。

1-2. 非構造部材の耐震対策

(1) 事業内容

建築非構造部材の耐震対策工事

- ・外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル。ALC板等）の剥落・落下防止工事
- ・建具及びガラスの落下防止工事
- ・間仕切り材及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事
- ・天井材（下地材・天井ボード）及び天井器具（照明器具・空調機器等）の落下防止工事
- ・屋根材（瓦材等）の落下防止工事
- ・屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事
- ・設備機器（屋外空調設備・受水槽・高置水槽等）の移動・転倒防止工事
- ・配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損・切断（漏電）防止工事
- ・既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事

(2) 補助率・上下限額

○補助率：1/3

○上下限額

- ・下限額はないものとする。
- ・1園あたり1億円以下の事業を補助対象とする。

(3) 耐震点検費、実施設計費について

○耐震点検費は、交付申請年度の前々年度支出分まで対象とする。但し、本事業の対象となる建物に係る耐震点検に要する経費に限る。

○実施設計費は、交付申請年度の前年度支出分まで対象とする。但し、本事業の対象となる建物に係る実施設計に要する経費に限る。

1-3. 防災機能強化事業

(1) 事業内容

- ・ 備蓄倉庫等の整備
…備蓄倉庫及び防災倉庫設置のための既存園舎等の改修工事等
- ・ 避難経路の確保
…外階段や避難経路の設置のための改修・改造工事、通路や出入口確保の拡幅のための改修・改造工事（※ブロック塀の安全対策工事を含む）
- ・ 屋外防災施設の整備
…既存施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事、防火水槽、耐震性貯水槽、防災井戸の設置工事
- ・ その他
…自家発電設備等の設置工事及びこれに伴い必要となる工事等（改築（耐震）または耐震補強工事に関連して実施するものに限る。但し、避難所の指定を受けている幼稚園にあっては単体で整備する場合も補助対象とする。）

(2) 補助率・上下限額

○補助率：1/3

○上下限額

- ・ 1園あたり1億円以下の事業を補助対象とする。
- ・ 下限額はないものとする。但し、避難所指定を受けている幼稚園が自家発電装置を単体で整備する場合は、1園あたり200万円以上の事業を補助対象とする。

[2-1] 防犯対策工事

(1) 事業内容

防犯対策の観点から安全対策のために行う以下の施設工事

- ①管理諸室の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ②安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ③門やフェンス等の設置・改修工事
- ④その他安全対策のために必要と認められる工事

上記の施工工事と一体として行われる防犯監視システムや通報設備の設置工事

(2) 補助率・上下限額

○補助率：1/3

○上下限額

- ・1園あたり30万円以上1億円以下の事業を補助対象とする。

[2-2] 特別防犯対策工事 ※令和7年度限りで廃止する。

(1) 事業内容

防犯対策の観点から安全対策のために行う以下の施設工事

- ①管理諸室の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ②安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ③門やフェンス等の設置・改修工事
- ④その他安全対策のために必要と認められる工事

(2) 補助率・上下限額

○補助率：1/2

○上下限額

- ・1園あたり30万円以上1,000万円以下の事業を補助対象とする。

[3] 新築

(1) 事業内容

交付決定年度中に設置認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設する学校法人が行う園舎の新築工事。

(2) 補助率・上下限額

○補助率：1/3

○上下限額

- ・下限額はないものとする。
- ・毎年度の予算で定める1㎡当たりの単価と建築実施単価（補助事業に要する経費を建物面積で除して得た額）とのいずれかの小さい額に補助資格面積を乗じた額を補助対象経費の上限とする。

[4] 増築

(1) 事業内容

1. 交付決定年度中に定員増に係る学則変更の認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園の学級増を行うことに伴い行う園舎の増築
2. 交付決定年度中に、又は交付決定年度中の翌年度から 36 人以上の学級定員を 35 人以下に引き下げることに伴い行う園舎の増築
3. 感染症対策（分散保育等）に伴い行う園舎の増築

(2) 補助率・上下限額

○補助率：1/3

○上下限額

- ・下限額はないものとする。
- ・毎年度の予算で定める 1 m²当たりの単価と建築実施単価（補助事業に要する経費を建物面積で除して得た額）とのいずれかの小さい額に補助資格面積を乗じた額を補助対象経費の上限とする。

(3) 算定方法

- ・補助単価に補助資格面積を乗じて得た額を補助対象経費として、これに補助率（3分の1以内）を乗じて算定する。
- ・補助単価は、予算単価（文部科学省が毎年度の予算で定める 1 m²当たりの単価）と建築実施単価（補助事業に要する経費を建築面積で除して得た 1 m²当たりの単価）とのいずれか小さい額とする。
- ・補助資格面積は、①学級数等に応じて定められた基準面積等から増築前の保有面積を減じた面積、②増築後の建築面積から取り壊す面積を減じた面積、これら①と②のうち最小の面積とする。

【5】改築（耐震性不足、耐力度点数不足、築年数経過、預かり保育）

（1）事業要件

構造上危険な状態にある園舎（以下「危険建物」という。）の改築を行う場合は、以下の要件に該当する建物であること。

<耐震性不足>

※耐震改修状況調査で対象外の 200 m²以下または平屋の建物も補助対象とする。

非木造建物（RC 造、S 造、SRC 造）

- ・ I_s 値が 0.3 未満または、q 値が 0.5 未満の建物。
- ・ I_s 値が 0.3 以上 0.7 未満の建物であって、耐震補強を行うことが不相当であると認められるもの。

木造建物（W 造）

- ・ I_w 値が 0.7 未満の建物。
- ・ I_w 値が 0.7 以上 1.1 未満の建物であって、耐震補強を行うことが不相当であると認められるもの。

<耐力度点数不足>

建物の耐力度（構造耐力、健全度、立地条件から構成される）調査の結果、耐力度が木造建物については概ね 5,500 点以下、非木造建物については概ね 5,000 点以下になった建物。

※耐力度調査票については、公立学校施設費国庫負担金に関する関係法令等の運用細目（平成 18 年 7 月 13 日文部科学大臣裁定）別表を準用

<築年数経過>

- ・ RC 造：築年数が 50 年を経過する建物。
- ・ W 造：築年数が 24 年を経過する建物。
- ・ その他（S 造等）：築年数が 35 年を経過する建物。

※危険建物の建築年月日から起算し、交付内定期時点要件年数を経過すること。

（2）補助率・上下限額

○補助率：1/3

○上下限額

- ・ 下限額はないものとする。
- ・ 毎年度の予算で定める 1 m²当たりの単価と建築実施単価（補助事業に要する経費を建物面積で除して得た額）とのいずれかの小さい額に補助資格面積を乗じた額を補助対象経費の上限とする。

(3) 留意事項

- ・原則、同一敷地内での改築とする。但し、現在の敷地が崖地や軟弱地盤、津波被害の恐れがある地域等に所在していたり、借地や法規制等により既存建物と同規模の建物を整備することができず、別敷地への整備を余儀なくされるなど、現在の敷地が改築工事の実施に適さない特別の理由がある場合は、別敷地に整備する場合も対象とする。
- ・改築とは、取壊し対象建物の全部を取り壊し、更地にしてから同様の建物を造る工事を指す。そのため、取壊し範囲が取壊し対象建物の一部にとどまる場合は対象外である。

(4) 算定方法

- ・補助単価に補助資格面積を乗じて得た額を補助対象経費として、これに補助率（3分の1以内）を乗じて算定する。
- ・補助単価は、予算単価（文部科学省が毎年度の予算で定める1㎡当たりの単価）と建築実施単価（補助事業に要する経費を建築面積で除して得た1㎡当たりの単価）とのいずれか小さい額とする。
- ・補助資格面積は以下の通りとする。

<危険建物の改築を行う場合>

- ①学級数等に応じて定められた基準面積等から改築前の健全建物（危険建物に該当しない建物）の面積を減じた面積、
 - ②改築前の危険建物の面積、
 - ③改築後の建築面積から改築前の健全建物の取り壊し面積を減じた面積、
- これら①から③までの中の最小の面積とする。

<預かり保育事業等の実施に伴う改築を行う場合>

- ①改築前の保有面積のうち取壊し面積、
 - ②改築後の建築面積
- これら①と②のうち最小の面積とする。

(5) 耐震診断費、実施設計費について

- 耐震診断費は、耐震補強工事と一連の対応の場合、当該事業（耐震改築工事）の対象となる建物に係る耐震診断に要する経費は、交付申請年度の前々年度支出分までを対象とする。但し、改築（耐震）関係事業の対象となる部分に係る耐震診断に要する経費に限る。また、耐震診断に要する費用のみを補助対象とする場合、耐震診断費の交付後、3年以内に耐震化に着手することを条件とする。ただし、耐震診断の結果が、耐震化が必要でない特別な場合は、文部科学省と協議する。
- 実施設計費は、交付申請年度の前年度支出分まで対象とする。但し、改築（耐震）関係事業の対象となる部分に係る実施設計に要する経費に限る。

◇【3】～【5】共通事項

(1) 令和5年度に交付決定する新增改築時の構造別単価

構造	1 m ² あたりの単価
R、耐S、W	220,500 円/m ²
S	199,300 円/m ²

(2) 面積について

- ・設置認可上、幼稚園の建物面積として計上されている面積を保有面積とする。
- ・保有面積・建築面積には、壁（腰壁は除く）や建具などにより風雨を防ぐことができない部分の床面積を保有面積・建築面積に含めることは出来ない。面積の算出方法の詳細については、交付要綱別紙様式2の記入要領を参照すること。

【6】アスベスト等対策工事

(1) 事業内容

吹き付けアスベスト（これに類するもろいアスベスト建材を含む）の除去等に要する工事、及び安定期にPCBを使用した照明器具の交換工事。

(2) 補助率・上下限額

○補助率：1/3

○上下限額

- ・1園あたり1億円以下の事業を補助対象とする。
- ・令和5年度末までに交付を決定するものについて、下限額はないものとする。

〔7〕屋外教育環境整備

（1）事業内容

新增改築と同一年度に行う工事（「防音壁設置工事」を除く）であって、以下のいずれかの事業細目に該当する工事。

（新築、既存建物の概ね半分以上の面積の改築が行われる場合であって同一年度に整備を行うことが困難又は不適當であると認められる場合は建築年度の翌々年度まで可とする。）

事業区分	事業細目	当該施設が備えるべき要件
屋外運動広場	木登りの森	複数の高木が平面的広がりを持って植えられていること
	相撲の芝生	まとまった範囲に芝生が植えられ自由に立ち入りができること
	冒険の丘	地形の起伏あるいは築山を利用し昇り降り等の運動ができるよう配慮されている施設であること
	アスレチックコース	複数のアスレチック遊具があること
	マラソンコース	グラウンドや自動車の通行と区分された走路であること
	花のトンネル	つる性の植物等により、その下をくぐって運動できるように配慮されている施設であること
	プレイコート	舗装及び改良を施したコートがあり、球技やボールゲーム等ができること
屋外集会施設	屋外ステージ	ステージ及び観客席（いすである必要はない）をもつこと
	語らいの広場	芝生、ベンチ等があり多人数で語らいができること
	ふれあいの小径	教師と園児又は園児相互の交流を図れるように配慮された施設であること（散策路、遊歩道等）
	炊さん場	屋外炊さん及び食事が多人数でできること。屋外給食施設も含む
屋外学習施設	観察の森	木々に対する理解を深めるとともに小鳥や昆虫とふれあうためのみどりの場であること
	学習園	草花、野菜、果樹などを育てるための庭等で果実などを収穫できる（体験できる）場であること
	自然体験広場	水生植物や魚等を観察するための小川や池等で、自然（みどり）と一体化できる（自然に関心を持たせる）場であること。
防音壁	防音壁	都市部※1において近隣住民の生活環境保全が見込まれるもの

※1 都市部とは、令和4年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村をいう。

（2）補助率・上下限額

○補助率：1/3

○上下限額

- ・ 1園あたり 500 万円以上の事業を補助対象とする。
- ・ 上記の事業区分毎に各々 1 件として取扱い、1 件あたり補助対象経費の上限は 1,000 万円とする。

[8] エコ改修事業

(1) 事業内容

既存園舎等に行う整備であって、以下に示す事業区分に該当する工事。

事業区分	事業細目	事業概要
新エネルギー活用型	太陽光発電型	屋上、屋根等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を学校で通常使用する電力に活用するためのシステム
	太陽熱利用型	屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房（床暖房等）、給湯（シャワー、給食等）に利用する方法
	その他新エネルギー活用型	<ul style="list-style-type: none"> ・風力：屋上、校庭等に風車を設置し、発電する方式で、学校で通常使用する電力を補うシステム ・地中熱：換気用チューブを地中に埋設し、室内空気を循環させて熱交換するシステム ・燃料電池：都市ガス等の燃料から電力を得るシステムで発電の際の排ガスがクリーンで二酸化炭素の排出も少ないシステム
省エネルギー・省資源型		<ul style="list-style-type: none"> ・断熱化：複層ガラスや二重サッシ等の利用、断熱材等の改造 ・採光対策：庇、ルーバー、バルコニー、反射鏡等の設置 ・省エネ型設備：省エネ型空調設備、高効率型照明器具への更新及び学校内での節水効果を高めるために自動水洗や節水型便器への更新 ・中水利用：敷地や屋根等から集めた雨水を再利用貯留槽に貯め、ろ過等の処理をしてトイレの洗浄水や園庭の散水、園内の池等に利用及び施設内で発生する排水をろ過等の処理をして、トイレ洗浄水等に利用
緑化推進型	園庭芝生化	原則として暗渠排水、表面排水及び芝針（人口芝を除く）等が一体として整備された施設であること
	建物緑化、屋上緑	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の壁面や屋上、テラス、ベランダ等の緑化を行う ・校内を積極的に緑化し、緑被率の向上、緑のネットワークの形成、ビオトープの設置等をはかる。
木材利用型		地域材、間伐材等の木材を利用した床、壁、天井等の内装等の改造

(2) 補助率・上下限額

○補助率：1/3

○上下限額

- ・1園あたり400万円以上1億円以下の事業を補助対象とする。

[9] 内部改修工事

(1) 事業内容

【衛生環境改善】

①園舎の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修工事（床の乾式化を伴うものに限る）及び手洗い場の設置・改修工事。

◇補助対象の例

- ・清掃時の水の飛散防止による感染症対策を目的として、湿式の床及び壁を乾式化にするとともに、衛生環境改善の観点から和式便器を洋式化にする工事。
- ・共有設備への接触を減らすことによる感染症対策を目的とした、手洗い設備を接触型から非接触型へと改修する工事。

②園舎の衛生環境改善の推進を図るための教室等の空調設備の整備（新設を伴うものに限る）

◇補助対象の例

- ・感染症対策の観点から実施する分散保育のために活用する空き教室等への空調設備の新設
- ・熱中症対策の観点から行う園児が日常的に使用する教室（保育室、遊技室、保健室）等への空調設備の新設

※一定年数を経過して使用に耐えなくなり改修が必要となった既存空調設備の改修については、空調新設と一体となってしまう場合に限り対象とする。

【園舎の一部改修】

①預かり保育事業等の実施に伴う園舎の内部改修

②感染症対策のための間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修

◇補助対象の例

- ・預かり保育事業等を実施するスペースを拡張するため、部屋の間取りを変更する工事。
- ・感染症対策の観点から実施する分散保育のために、空き教室を保育室として使用するにあたり必要となる工事や遊戯室等に変更する工事。

※預かり保育事業等

…子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に規定する事業（預かり保育事業）及び同条第6号に規定する一時預かり事業（私立幼稚園の施設において行うものに限る。）を指す。

(2) 補助率・上下限額

○補助率：1/3

○上下限額

- ・衛生環境改善、園舎の一部改修の事業区分毎に各々1件として取扱い、1件当たり200

万円以上1億円以下の事業を対象とする。

[10] バリアフリー化工事

(1) 事業内容

園舎等のバリアフリー化のために行う以下の施設工事等に要する工事。

- ①障害を有する園児が在園している、又は在園する予定がある幼稚園の工事
- ②障害を有する教職員等が勤務する幼稚園で特に必要と認められる工事
- ③地域コミュニティや防災の拠点として幼稚園を整備する上で園舎等のバリアフリー化が必要と認められる工事
- ④その他園舎等のバリアフリー化が必要と認められる工事

(2) 補助率・上下限額

○補助率：1/3

○上下限額

- ・1園あたり150万円以上1億円以下の事業を補助対象とする。